西部幹線維持管理会々則

(趣旨)

第1条 本会は、香川県内場池土地改良区西部幹線水路施設の維持管理及 び用排水等の業務の円滑なる運営を期する為、次の会を設置する。

(名称)

第2条 この会の名称は、西部幹線維持管理会(以下、維持管理会という。)と する。

(組織)

- 第3条 本会は区域内の各水利団体により選出された評議委員26名をもって組織する。
 - 2.評議委員の選出区分は、次のとおりとする。

| 地区名 | 評議委員数 | 地区名 | 評議委員数 | |
|---------|--------|------|-------|--|
| 岡 | 1 | 岡本 | 1 | |
| 由佐 | 1 | 円座 | 1 | |
| 横井 | 1 | 西山崎 | 1 | |
| 吉光 | 1 | 檀紙 | 1 | |
| 横矢 | 1 | 中間西 | 1 | |
| 兵内池 | 1 | 中間川向 | 1 | |
| 限池 | 1 | 飯田 | 1 | |
| 尾池 | 1 | 原又 | 1 | |
| 大道池・中池 | 1 | 御厩池 | 1 | |
| 小奈良須池 | 1 | 衣掛池 | 1 | |
| 牛池 | 1 | 香西 | 1 | |
| 両池土地改良区 | 1(理事長) | 大明神 | 1 | |
| 川部 | 1 | 井 | 1 | |

(役員定数及び選任)

第4条 本会に次の役員をおく。会長1名・副会長2名・監事2名・理事6名を評議委員会において選任する。また、員外役員として、維持管理会の受益内で選出された香川県内場池土地改良区役員から1名を選出する。

なお、会長は、小田奈良須両池土地改良区理事長が兼務、また副会長は 理事の中で選任する。

| 地区名 | 役員数 | | | |
|-------------------------------------|-----|----|----|------|
| 地 区 名 | 会 長 | 理事 | 監事 | 員外役員 |
| 小田奈良須両池土地改良区 | 1 | | | |
| 岡、由佐、横井、吉光、兵内池、限池 尾池、大道池、中池、小奈良須 | | 1 | 1 | |
| 牛池、川部、岡本 | | 1 | | 1 |
| 円座、西山崎、原又 | | 1 | 1 | 1 |
| 檀紙、中間西、中間川向 | | 1 | | |
| 飯田、御厩池 | | 1 | | |
| 衣掛池、香西、大明神、丼 | | 1 | | |

(役員及び評議委員の任期)

- 第5条 役員及び評議委員の任期は、4年とする。但し再任は妨げない。
 - 2. 役員に欠員が生じたときは、次の評議委員会において補充する。
 - 3. 評議委員に欠員が生じたときは、地区内において直ちに選任し、会長 に報告し、その日を以て就任したものとする。
 - 4. 補欠役員及び評議委員の任期は前任者の残任期間とする。
 - 5. 役員及び評議員の任期が満了しても後任が就任するまでの間は、なお、その職務を行う。

(任務)

- 第6条 会長は本会を代表し、本会の業務を総理する。
 - 2. 副会長は会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、その職務を代理する。
 - 3. 評議委員は本会の予算、決算並びに事業計画その他重要なる事項を承認議決するものとする。
 - 4. 会長は軽易な事項について専決処分をすることが出来る。但し次の役員会及び評議委員に報告し、承認を求めるものとする。

(業務委託)

第7条 本会は、小田奈良須両池土地改良区との協定書を締結し、それに基づき業務委託をする。

(会議)

- 第8条 評議委員会は年1回以上会長が招集し、その会の議長は、その都度会長が選出する。
 - 2. 理事会は年1回以上会長が招集し、その会の議長を務める。

3. 監事会は年1回以上代表監事が招集する。

(予算)

- 第9条 本会の予算は毎年度4月に評議委員会において定める。
 - 2. 会の運営管理に要する費用は各地区に賦課し、指定の期限内に徴収するものとする。
 - 3. 香川県内場池土地改良区より交付される補助金等。

付則

- この会則は、昭和60年4月1日より施行する。
- この改正会則は、平成24年4月10日より施行する。
- この改正会則は、平成24年12月18日より施行する。
- この改正会則は、平成28年6月1日より施行する。
- この改正会則は、平成29年5月1日より施行する。

他目的使用並びに同意手数料徴収規程

(趣旨)

第1条 西部幹線維持管理会が香川県内場池土地改良区から維持管理を委託 されている土地改良施設(以下「施設」という。)を他の目的に使用され る場合については、内場池土地改良区の別段の定めがあるものを除くほ かこの規程の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この規程において施設とは、次に掲げるものをいう。
 - 1. 一ノ井幹線水路並びに管理道路
 - 2. 弦打幹線水路並びに管理道路
 - 3. 中央幹線水路並びに管理道路
 - 4. 本津幹線水路並びに管理道路
 - 5. 奈良須幹線水路並びに管理道路

(同意申請の手続)

第3条 前条の施設を使用しようとするときは、土地改良施設の使用同意申請書(別紙1、2)を提出し、会長の同意を受けなければならない。

(維持管理負担金等の徴収及び減免)

第4条 施設の使用を承諾したときは、当該施設を使用する物(以下「使用者」という。)から別表第1号表により維持管理負担金及び維持管理使用料を 徴収する。

但し、次の各号に該当するときは、徴収しない。

- (1)国、県又は、本維持管理会区域の所属する地方公共団体において 直接その事業の為使用するとき。
- (2)役員会において減免を議決したとき。

(同意の取消等)

- 第5条 使用者が次の各号の1に該当するときは、会長は使用者に対し、使用 の同意取消すことがある。この場合において、使用者が損害を受けるこ とがあっても、本維持管理会は一切、その責任を負わない。
 - (1)使用目的に違反したとき。
 - (2)本規程に違反をしたとき。
 - (3)本維持管理会の承認を得ないで第三者に譲渡し、又は維持管理会に対し、不利益な行為があったとき。
 - (4)制約事項を守らないとき。
 - (5)治水、利水上公害を及ぼし若しくは、危険の恐れがあると認めたとき。

附則

- この規程は、昭和60年4月1日から施行する。
- この改正規程は、平成19年4月1日から施行する。
- この改正規程は、平成24年4月1日から施行する。

土地改良施設の他目的使用並びに同意手数料一覧表

(別紙第1号表)

| 区分 | 単 位 | | 金 額(円) | 进 |
|------------|---------|-----|---|--------------------------------|
| | 基礎期間 | | | 備考 |
| し尿浄化槽設置 | 5 人槽 | 一時金 | 50, 000 | |
| | 6 人槽 | 一時金 | 60,000 | |
| | 7 人槽 | 一時金 | 70, 000 | |
| | 8 人槽 | 一時金 | 80,000 | |
| | 9 人槽 | 一時金 | 90, 000 | |
| | 10 人槽 | 一時金 | 100, 000 | |
| | 15 人槽未満 | 一時金 | 150, 000 | |
| | 20 人槽未満 | 一時金 | 200, 000 | |
| | 30 人槽未満 | 一時金 | 300, 000 | |
| | 40 人槽未満 | 一時金 | 400, 000 | |
| | 50 人槽未満 | 一時金 | 500, 000 | |
| | 50 人槽以上 | 一時金 | 役員会が定めた金額 | |
| 家庭雑排水放流同意料 | 一世帯 | 一時金 | 15, 000 | 新築時 |
| 水路維持管理協力金 | 一世帯 | 毎年 | 許可後各地区で徴収 | 各地区の他目的規程 に定める |
| 床版及び永久工作物 | 1 ㎡当り | 一時金 | 10,000 | |
| 管 埋 設 | 1m 当り | | 1,000 | 縦横断 1 件 15,000 円 |
| 広 告 物 | 1 ㎡当り | 毎年 | 3,000~5,000 | 広告の面積 |
| 電柱 | 1本 | 一時金 | コンクリート 5,000 木 柱 3,000 控 柱 (線)2,000 | 毎年の使用料は、 電力・電話会社等 で定める金額 |
| 堤塘 | 1 ㎡当り | 毎年 | 150 | |

- 1.この規程(別表第1号表)は、昭和60年4月1日から施行する。
- 2.この改正規程(別表第1号表)は、平成19年4月1日より施行する。